第 編 総括編

1 総 括

- 1 1 機 構
 - (2)税務署の機構

(2) 税務署の機構

		牡则同移河本(炒坝、 克	
署副署	長	特別国税調査(徴収)官総務 務 広 報 広 聴 官管 理·徴 収 部 門個 人 課 税 部 門資 産 課 税 部 門法 人 課 税 部 門	岐阜北(注1) 静岡(注2) 浜松西(注3)、 沼津(注3) 名古屋中(注4) 豊橋(注5) 一宮(注6) 津(注7) (8署)
署 署	長長	酒類導官特別国税調査(徴収)官総務課総理・徴収部門 は課税部門 資産課税部門 法機額で資産課税部門 法機額対活種類	多治見、名古屋中村(注8) 熱田(注9) (3署)
署副署	長	特別国税調査(徴収)官総務課管理・徴収部門個人課税部門資産課税部門法人課税部門	岐阜南(注 10)、大垣(注 10)、関、清水、 浜松東(注 10)、熱海、三島、富士(注 10)、 磐田、藤枝、千種(注 11)、名古屋東(注 12)、 名古屋北(注 13)、名古屋西(注 13)、昭和(注 14)、 中川(注 15)、岡崎(注 15)、半田(注 15)、 津島(注 15)、刈谷(注 15)、豊田(注 15)、 小牧(注 15)、四日市(注 16)、伊勢
署	長	特別国税調査官 総 務 課 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	尾張瀬戸、西尾、桑名、鈴鹿 (4署)
署	長	総 務 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	高山、島田、掛川、松阪、上野 (5署)
署	長	総 務 課 管 理・徴 収 部 門 個 人 課 税 部 門 法 人 課 税 部 門	中津川、下田、新城、尾鷲 (4署)

(該当署名)

- 法 人 課 税 部 門

 (注) 1 岐阜北署は特別記帳指導官、国際税務専門官、審理専門官、情報技術専門官及び連絡調整官が設置されている。
 2 静岡署は税理士専門官、納税専門官、評価公売専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別調査情報官及び連絡調整官が設置されている。
 4 名古屋中署は税理士専門官、評価公売専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別調査情報官及び連絡調整官が設置されている。
 5 豊橋署は審理専門官、情報技術専門官及び連絡調整官が設置されている。酒類指導官は設置されている。
 6 一宮署は連絡調整官が設置されている。
 8 名古屋中署は国際税務専門官及び連絡調整官が設置されている。
 9 熱田署は審理専門官、評価専門官及び連絡調整官が設置されている。
 10 岐阜南署、大垣署、浜松東署及び富士署は連絡調整官が設置されている。
 11 千種署は評価専門官及び連絡調整官が設置されている。
 12 名古屋東署は国際稅務専門官が設置されている。
 12 名古屋東署は国際稅務専門官が設置されている。
 13 名古屋北署及び名古屋西署は連絡調整官が設置されている。
 14 昭和署は審理専門官及び連絡調整官が設置されている。
 15 中川署、岡崎署、半田署、津島署、刈谷署、豊田署及び小牧署は連絡調整官が設置されている。
 16 四日市署は情報技術専門官及び連絡調整官が設置されている。

調査時点:平成15年7月10日